

熊本県告示第 793 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 15 年 7 月 11 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 15 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	兄嫁と義弟 近親恥態（新日本映像） 猟色（日活） 双子姉妹 淫芯突きまくり（オーピー映画） 貪る年増たち サセ頃 シ盛り ゴザ搔き（新日本映像） 紅姉妹（前編）（新東宝） 紅姉妹（後編）（新東宝） 尼寺の後家 夜這い床枕（新日本映像） 和服妻凌辱—奥の淫—（新日本映像） わいせつ女獣（オーピー映画） 人妻とすけべ女医 本性丸出し（新日本映像） ノーパン秘書 悶絶社長室（新東宝） 独身 OL 欲しくて、濡れて（オーピー映画）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第 510 号

上益城郡甲佐町甲佐町土地改良区理事長本郷建司から平成 15 年 6 月 27 日付けで申請の定款変更については、平成 15 年 7 月 11 日付けで認可した。

平成 15 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 511 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡大津町大字大津字合志ヶ水 2505 番、同 2505 番 2、同 2509 番 1、同 2509 番 2 及び同 2510 番
 4,494.81 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 菊池郡大津町大字大津字合志ヶ水 2502 番地 3
 株式会社池松機工

熊本県公告第 512 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営南関地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更したいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 15 年 7 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営南関地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成 15 年 7 月 24 日から平成 15 年 8 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
 南関町役場